



Think Automation and beyond...

IDEC グループ グリーン調達ガイドライン

第 3.0 版

2024 年 11 月
IDEC 株式会社

目次

1	はじめに	2
2	グリーン調達目的	3
3	ガイドラインの適用範囲	3
4	サプライヤー様へのお願い事項	3
4.1	環境マネジメントシステムの構築	4
4.2	IDEC グループ規制化学物質管理	4
4.2.1	禁止化学物質	4
4.2.2	管理化学物質	4
4.2.3	適用除外項目	4
4.2.4	規制化学物質管理体制の構築、情報開示・伝達	5
4.3	循環型社会の形成（資源の有効活用）	5
4.4	CO2 など温室効果ガス排出量の削減	6
4.5	事業活動における法令遵守	6
4.6	水資源への影響の低減	6
4.7	生物多様性及び陸、海洋及び淡水の生態系保全の取り組み	6
5	用語の説明	7
	改定履歴	7
【ANNEX】 規制化学物質		
別表 1	禁止化学物質	1
別表 2	管理化学物質	4
別表 3	関連する法規制	4
別表 4	適用除外用途	5
	改訂履歴	8

1 はじめに

IDEC グループは、人と機械の最適環境を創造し、世界中の人々の安全・安心・ウェルビーイングを実現することをパーパスに掲げております。

いま地球は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候変動問題をはじめ、生物多様性の損失及び汚染という環境危機に直面しています。環境危機は、自然資本への大きなリスクであると同時に、人々の健康、ウェルビーイングへのリスクとして対応すべき社会課題です。

人々の安全・安心・ウェルビーイングの実現、そして未来のために、これらの環境危機を止める早急かつ効果的な行動を実施しなければなりません。

また、昨今環境問題への対応の在り方が企業の競争力に影響するとの考え方が広まってきました。特に 2050 年カーボンニュートラル宣言以降、ESG 投資の拡大、気候関連や自然関連の情報開示の取組みが浸透するなど、気候変動や生物多様性の損失はリスクであるとともに事業の機会という認識から、環境問題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しております。

IDEC グループは、環境に配慮した責任ある企業行動により、持続可能性のある社会への移行に貢献していきます。すべての事業活動、製品及びサービスが与えかねない負の影響の最小化、気候変動に対処・対応するソリューションの提案などの環境経営を最重要課題とし、持続可能な社会を次世代につなげていきます。サプライヤーの皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2 グリーン調達目的

IDEC グループは、環境に配慮した資材や製品の調達を推進しています。

本ガイドラインは、製品のライフサイクル全体で、法令の遵守および化学物質管理の徹底、CO2 削減、資源の有効活用、生物多様性の保全など、環境負荷の継続的低減という企業の社会的責任を果たすため、サプライヤー様にも、共に積極的な環境経営活動に取り組んでいただくことを目的とし、その考え方や具体的な要請事項を示しています。

3 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、製品及び製品の包装・梱包のために IDEC グループに納入いただく全ての資材に関する活動に適用します。

資材：材料、部品、製品、副資材、ラベル、IDEC グループの製品用包装材料、IDEC グループの製品用梱包材料、取扱説明書など IDEC グループの製品に同梱する印刷物

4 サプライヤー様へのお願い事項

製品・サービスの資材調達から廃棄までのライフサイクル全体で、気候変動問題、生物多様性の損失及び汚染といった環境問題に対処するためには、サプライチェーン全体で環境経営活動に取り組む必要があります。カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーなど、企業が取り組むべき環境分野は多様化しております。

また ESG 投資や、環境関連の国際的な開示基準では、責任ある企業行動として、デュー・ディリジェンスの実施と説明責任を果たす必要があります。

デュー・ディリジェンスでは、バリューチェーン上の企業活動が原因となる負の影響（地球沸騰化、生態系悪化、有害廃棄物、土壌・大気・水質汚染など）を特定した上で、防止、軽減するとともにどのように対処したかについて説明しなければなりません。このプロセスには、サプライヤー様との双方向的な連携が不可欠です。

サプライヤー様におかれましては、IDEC グループの環境経営活動にご理解、ご賛同いただき、グリーン調達ガイドラインが対象とする事項に積極的な取り組みと情報の共有にご協力をお願いします。

4.1 環境マネジメントシステムの構築

環境経営活動を推進するため、環境方針の制定、環境配慮目標の設定、環境活動の実施状況点検機能、化学物質管理、従業員の環境教育などを明確にした環境マネジメントシステムを構築ください。ISO 14001 など第三者により審査が行われる合理性のある環境マネジメントシステムを推奨します。

新たに環境マネジメントシステム構築をお考えのサプライヤー様には、ご支援いたしますので、ご相談ください。

IDEC グループの活動として、サプライヤー様の環境経営活動の取り組みと含有化学物質管理に関する監査を、必要に応じ、訪問もしくは自主評価表を用いて実施させていただきます。

4.2 IDEC グループ規制化学物質管理

IDEC グループの事業活動に適用される法令を遵守し、環境への化学物質汚染を防ぐため、製品を構成する資材へ使用を禁止する化学物質および管理する化学物質と適用除外項目をここに明確にします。

なお、製品の納入先からの要望や販売地域の法令により、特別に管理が必要な化学物質が生じた場合は個別に伝達します。

4.2.1 禁止化学物質

IDEC グループに納入いただく全ての資材は、ANNEX 別表 1 に示す禁止化学物質の閾値を超えた含有を原則禁止とします。ただし ANNEX 別表 4 に示す適用除外項目は除きます。納入いただく資材において禁止化学物質の含有が閾値未満であることを保証していただき、IDEC グループ「禁止化学物質不使用保証書」等の文書をご提出ください。

4.2.2 管理化学物質

ANNEX 別表 2 に示す管理化学物質は、含有をただちに制限する物質ではないが、法規制等で禁止が検討されている、もしくは環境に与える影響が懸念されるため、IDEC グループがその含有有無と含有量の情報を把握する化学物質です。

4.2.3 適用除外項目

主要な法規制で認められている適用除外用途をもとに、技術的に代替が不可能な使用用途について閾値を超える含有を許容する独自の「適用除外項目」を期限付きで認めており、ANNEX 別表 4 に記載しております。IDEC グループの製品の特性上、在庫期間が長くなる可能性を考慮して、

法規制よりも前倒しで終了もしくは終了予定の項目がありますので注意してください。見直しは、定期的に行います。

4.2.4 規制化学物質管理体制の構築、情報開示・伝達

納入いただく資材について、IDEC グループの禁止化学物質および管理化学物質の含有有無や含有量等の最新状況を把握できる管理体制を構築してください。

納入資材の構成成分情報、IDEC グループの規制化学物質の含有有無と含有量などの情報やエビデンスの提供を依頼した場合は、chemSHERPA-AI/CI 等のフォーマットを用いた、すみやかな情報提供にご協力ください。

禁止化学物質の閾値を超えた含有、あるいは製造工程からの汚染が発覚した際は、ただちにご連絡ください。

4.3 循環型社会の形成（資源の有効活用）

循環型社会の形成のため、バリューチェーン全体における資源の削減、資源の循環性向上に取り組んでおります。

資源のリサイクル、再利用は、廃棄物の発生抑制、化石燃料などからなる地下資源への依存度低減、国際的な資源確保競争や地政学的リスクへの対応に加え、温室効果ガスの排出量削減にもつながります。また欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば産業競争力を逸失する可能性があります。

IDEC グループでは、資源循環に配慮した環境配慮型製品の開発を推進してまいります。

下記(1)～(10)の項目が実行可能な場合、最善の技術を積極的にご提案、ご採用ください。

なおサプライヤー様の事業拠点における廃棄物は、法令に沿って適正に処理を行うと共に、再資源化の推進と排出量の削減に努めてください。

- (1) 長寿命化(耐久性、品質安定性)
- (2) 製品の減量化、小型化
- (3) 再生材・バイオマス材の活用
- (4) 製品使用後のリサイクルを考慮した素材
- (5) 解体容易性
- (6) 消費電力・待機電力の削減
- (7) 製品のアップグレードの可能性、修理の可能性
- (8) 供給リスクのある資源の代替化、削減
- (9) 物流における包装、梱包の簡易化と梱包材のリユース、リサイクル
- (10) 製品のカーボンフットプリント算出

4.4 CO2 など温室効果ガス排出量の削減

企業は、国際的に合意された 2050 年カーボンニュートラル実現など、気候変動の緩和及び適応に関する目標の達成に寄与するという重要な役割を有しております。

また地球沸騰化による気候変動の影響は、被災地に留まらず、サプライチェーンや物流の断絶等によって世界各地の企業の事業活動に大きな被害をもたらすことが懸念されています。

IDEC グループでは、2050 年までのカーボンニュートラル実現を目指して、温室効果ガスの排出量削減行動を加速しておりますが、実現のためには、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量削減が不可欠です。

サプライヤー様におかれましても、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーや次世代エネルギーの導入など、事業活動全体を通して温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組んでください。その上で、原材料調達、製造、輸送など、資材納入までの CO2 排出量を測定いただき、IDEC グループからの求めに応じて、情報を提供いただきますようお願いいたします。

4.5 事業活動における法令遵守

サプライヤー様の会社および事業所のある国、地域の環境・労働安全関連の規制や適用される法的要求事項を、調達、製造段階も含め遵守してください。

4.6 水資源への影響の低減

世界人口が急激に増加すると予測される中、水の有限性や開発余地の減少、利用をめぐる競争と、世界では水資源問題が顕在化しております。さらに極端な少雨や、降雨量の季節的なばらつき、住民との使用量バランス、気候変動による水資源への影響、取水源汚染等により、水資源として利用可能な量が大幅に減る可能性は大いに考えられ、事業活動においても、水資源への対策が求められております。サプライヤー様におかれましても水使用量低減、排水の水質向上、取水源の保全等の取り組みに努めてください。

4.7 生物多様性及び陸、海洋及び淡水の生態系保全のための取り組み

IDEC グループでは、自然と共生する社会の実現のため、事業活動における生物多様性への依存・影響の評価および地域の生態系への配慮を行い、バリューチェーン全体で、環境への負の影響を低減してまいります。

ほぼ全ての動物、植物の約 25% の種の絶滅が危惧されているなど、過去 50 年の間、人類史上かつてない速度で生物多様性と生態系が変化していることが報告されています。2030 年ネイチャーポ

ジティブ(2030年までに自然の損失を止めて上向きに転じること)は、世界的に合意された世界目標です。

サプライヤー様におかれましても、様々な事業場面における国内外の生態系や生物多様性への影響に配慮ください。原材料の調達に関する変更、廃棄物の保管状況や排出物の変更、施設の新設や拡張などが生じる場合は、環境影響評価(環境アセスメント)の実施と、環境への負の影響を最小限にする対策を講じてください。

5 用語の説明

(1) 意図的使用

ある特定の化学物質を故意に含有させること

(2) 均質材料

機械的にそれ以上分解できない組成的に均質な材料

(3) 閾値

禁止化学物質の閾値は、均質材料の質量を分母とした化学物質の含有濃度の規制値

(4) REACH 規則

IDEC グループの製品の遵守すべき項目

使用制限の義務: 付属書 XVII で定める制限対象物質は、指定された制限条件内でのみ EU への上市が可能

情報伝達の義務: 認可対象候補物質(SVHC)が 0.1 重量%を超えて含有する成形品を EU へ上市する場合は、その情報伝達とデータベースへの登録が義務

(5) 副資材

はんだ、潤滑剤、接着剤、塗料、インク、部品に残留する可能性のある洗浄剤・処理剤・加工油等の化学品

改定履歴

2018 年 10 月 第 1 版

2020 年 1 月 第 2 版

2022 年 3 月 第 2.1 版

2023 年 7 月 第 2.2 版

2024 年 11 月 第 3.0 版

IDEC株式会社

SCM 本部 購買部

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 2-6-64

電話 : 06-7668-7580

環境推進室

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 2-6-64

電話 : 06-6398-2507
